

平成 28 年度 財政援助団体等監査（ 2 ） 監査結果措置状況

神戸市道路公社

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 適正な起算月で固定資産の減価償却を計算するべきもの 公社の会計規程では、減価償却の起算を資産の取得等の翌月と定めているにもかかわらず、取得月を起算として計算している事例があった。 公社は会計規程に則り、減価償却を計算するべきである。	会計処理の認識の不足が原因で生じたもので、今後、会計規程に則った確実な事務を行えるようマニュアル「有形・無形固定資産の資産計上事務処理手順」(資産計上(除却)処理、減価償却費の計上、過年度修正処理等の手順を明記)を策定し、公社内で周知を図った。	措置済
イ 固定資産に計上するべきもの 公社の物品購入において、固定資産に計上するべき取引であるにもかかわらず、費用として処理している事例があった。 公社は、固定資産の計上を適正に行うべきである。 (事例 1) 固定資産に該当する購入物品を費用計上して処理している事例(平成 27 年度) (事例 2) 本社の備品台帳に記載されているが、固定資産には計上されていない事例	固定資産に計上漏れの件は、事業資産と有形固定資産の区分が不明確なため発生したもので、今回、区分を明確にするとともに、公社内職員への周知徹底を行い、適正な資産計上ができるよう措置を講じた。 また、ご指摘の案件については、固定資産計上処理を行った。	措置済
ウ 収益、費用を総額表示するべきもの 公社の会計規程では、収益、費用の総額表示を定めており、また過年度における誤処理は、業務外収益/雑収益で修正する会計処理を行っているにもかかわらず、平成 26 年度に資産計上するべきものを誤って費用処理したものの修正を、平成 27 年度決算において雑収益に計上せず平成 27 年度の当該費用と相殺している事例があった。 公社は、会計規程に則り収益、	会計処理の認識の不足が原因で生じたもので、マニュアル「有形・無形固定資産の資産計上事務処理手順」を策定し、公社内で周知を図った。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
費用を総額表示するべきである。 (事 例) 修 正 を 要 し た 金 額 : 3,731,400 円 (箕谷第 2 駐車場 照明設備(費用から有形固定資 産に修正))		
エ 継続した会計処理を行うべきもの 公社は、会計規程において毎事業年度継続した会計処理を行うことを定めているにもかかわらず、過年度と平成 27 年度で異なる会計処理を行っている事例があった。 公社は、統一した会計処理を毎年度継続して行うべきである。 (事例) 事業資産と有形固定資産の区別において年度ごとに処理が異なっている事例	事業資産と有形固定資産の区分が不明確なため発生したもので、今回、区分を明確にするとともに、公社内職員への周知徹底を行い、継続した会計処理ができるよう措置を講じた。 また、ご指摘の案件については、定めた区分に基づき固定資産計上処理を行った。	措置済
財産管理に関する事務 ア 不用決定の手続きを適正に行うべきもの 公社においては、物品の取得及び処分及び不用決定に関する手続き(以下「手続き」という。)を平成 22 年 2 月に策定し、不用決定決議を徹底するよう通知しているが、27 年度に除却した資産について、不用決定決議が行われていない事例(3 件中 2 件)があった。 公社は、手続きを周知徹底し、適正に不用決定を行うべきである。	不用決定の手続きの周知徹底ができていなかったため発生したもので、備品を管理する担当者を明確にするなど、当該手続きを見直し、公社職員に対し、改めて周知徹底を行った。 また、今後も転入者向け事業概要説明会などの機会を通じて、定期的に当該手続きの周知を図ることにより、継続的に当該手続きが有効に機能するようにしていく。	措置済
イ 備品管理を適正に行うべきもの 公社の手続きでは、2 万円以上の備品については備品台帳に記載することになっているが、道路事業(六甲山トンネル料金所、有野料金所、大沢料金所、天王谷料金所、柳谷料金所(単独)、神戸駅前駐車場、荒田公園駐車場、三宮中	道路事業に関する物品は、それを使用する委託業者の業務仕様書の物品一覧に基づき管理を行ってきたが、今回の指摘を受け、当該物品についても、備品台帳の整備を行った。 また、備品台帳を管理する担当者を明確にすること、納品検査調書等に備品台帳への記帳後、担当者が押印する欄を新	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
央通り駐車場，大倉山駐車場）に関する物品について，備品台帳等での管理を行っていないかった。 公社は，適正に備品管理を行うべきである。	設し，備品購入の支払い時等に確認を行うことなどの見直しを図り，購入，除却時に記帳漏れが起きないように仕組みとする。 見直し後には，公社内職員に当該手続きを周知徹底するとともに，今後も転入者向け事業概要説明会などの機会を通じて，定期的に周知を図ることにより，継続的に当該手続きが有効に機能するようにしていく。	
(4) 意見 固定資産の分類について 公社の会計規程では，固定資産を事業資産，事業資産建設仮勘定，有形固定資産，無形固定資産等に分類しているが，事業資産について規程と異なる分類を行っている事例，事業資産と有形固定資産の区別において年度ごとに処理が異なっている事例（(3)指摘事項 会計に関する事務 工継続した会計処理を行うべきもの）があった。 事業資産の範囲を明確にし，それぞれの区分の基準を具体的に定めるとともに必要に応じて会計規程の見直しを行う等，規程に則り統一した会計処理が行われるよう検討されたい。 （事例）事業資産について規程と異なる分類を行っている事例 公社の会計規程では，事業資産を道路，駐車場及び附帯事業施設に分類し，道路以外の固定資産は減価償却を行う旨を定めているが，減価償却を行う駐車場として運営している箕谷駐車場について，事業資産の駐車場に分類せず，有形固定資産に分類していた。	公社の資産の分類について，それぞれの区分の明確な基準がないため，事業資産について規程と異なる分類を行っている事例や，事業資産と有形固定資産の区分において年度ごとに処理が異なっている事例が生じている。 公社の会計は，一般の企業会計を基本としながらも，道路資産は減価償却を行わず，収支差益を償還準備金として積み立て，整備費用である道路資産との比較をすることで償還状況を明らかにする償還準備方式が採用されている。そのような特殊な会計であり，一般的な固定資産の分類は必ずしもあてはまらないが，今回のご意見を踏まえて，改善の措置を講じた。 まず，事業資産には，道路整備特別措置法に基づき有料道路事業の許可を経て整備されていたもののみを計上していたが，他の道路公社の会計処理状況等を確認した結果，有料道路事業でない箕谷駐車場についても事業資産とする方が望ましいと判断し，平成 28 年度決算より箕谷駐車場を事業資産の駐車場として整理した。 次に，上記(3)指摘事項 で回答のとおり事業資産と有形固定資産の区分を明確に定め公社内職員への周知徹底を行った。	措置済